

長久手市ネーミングライツパートナー募集要項

第1 目的

長久手市（以下「市」という。）の公の施設について、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツとは、事業者が対価を支払うことにより、公共施設の名称の全部または一部に愛称を命名する権利を取得することをいいます。市がパートナーに命名権を付与し、パートナーからその対価を得て当該施設の運営や維持管理等に要する費用等に充てます。

本要項は、長久手市ネーミングライツ導入ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、事業者提案型の募集について、必要な事項を定めることを目的とします。

第2 募集対象施設

対象施設、施設の概要及び最低募集価格等は、対象施設一覧表をご確認ください。最低募集価格については、年額であり、消費税及び地方消費税を含みません。なお、指定管理者制度を導入している施設においては、契約締結前に市、指定管理者及び優先交渉権者の間で必要な事項について協議します。

第3 募集条件

(1) ネーミングライツ料

消費税額及び地方消費税額を含まず年額で提案してください。なお、契約期間の開始が年度途中となる場合、その年度のネーミングライツ料については月割計算（1円未満切り捨て）によるものとします。また、上記第2のとおり、対象施設一覧表において、施設ごとに最低募集価格を設定していますので、ご確認ください。

(2) 契約期間

施設ごとに契約期間が異なります。対象施設一覧表にてご確認ください。（愛称の使用開始予定日は、令和9年4月1日となる予定です。）

(3) 愛称の条件

ア 法人名、商品（ブランド）名等を付けることができます。募集する名称は施設の「愛称」であり、各施設の条例で定められた名称を変更するものではありません。また、愛称の使用開始から一定の期間は、条例上の施設名称と愛称を併記する場合があります。

イ 愛称は、ガイドラインに基づき、施設の設置目的や本来のイメージを損なうことなく、呼びやすさ、親しみやすさを重視し付けてください。

ウ 正式名称の併記など愛称の条件については、対象施設一覧表にて

ご確認ください。

(4) 愛称掲示場所及び費用負担等

ア 愛称が掲示される看板等について

- (ア) 看板等の変更範囲については、市及び関係機関との協議の上決定します。
- (イ) 新規に看板を設置する場合は、パートナーからの要請を受けて市及び関係機関で協議することとします。
- (ウ) 変更可能な道路案内標識は、原則として市が管理している物とします。
- (エ) 市以外の者が管理する道路案内標識において変更の希望がある場合は、市から管理者に標記変更の旨を連絡しますが、変更の可否については管理者の判断となります。

イ 印刷物等の掲載について

- (ア) 市が作成するパンフレット等の印刷物に掲載する施設名は、原則として愛称を使用しますが、正式名称と併記する場合があります。
- (イ) 民間事業者が発行する地図、観光ガイドブック等については、愛称ではなく従来の名称で記載される場合があります。

ウ 看板及び印刷物等における費用等の負担

- (ア) 看板等の新規設置及び変更に係る費用及び作業については、ネーミングライツ料とは別にパートナーの負担とします。
- (イ) パートナーからの希望により新規に設置した看板の維持管理は、パートナーの責任及び負担とします。
- (ウ) 市が作成するパンフレット等の印刷物に係る費用及びホームページの表示変更に伴う経費は、市が負担します。
- (エ) 市が作成した既存の印刷物等の表示については訂正せず、在庫分はそのまま使用する場合があります。
- (オ) 契約終了後の原状回復に要する費用は、ネーミングライツ料とは別にパートナーの負担とします。
- (カ) 上記のほか、愛称への変更に要する作業及び費用についてはパートナーの負担とします。

第4 応募資格

1年以上継続して事業を営んでいる企業又は団体とします。ただし次の号に掲げる者は応募資格を満たさないものとします。

- (1) ガイドライン別表第2に掲げる業者又は事業者である者
- (2) その他、パートナーとして不適当であると市長が認める者

第5 応募方法

(1) 事前相談

応募を希望する際は、応募する前に必ず事前相談を行ってください。
相談の際は令和8年11月30日（月）までにネーミングライツ事前相談申込書を持参してください。

(2) 応募書類の提出

上記(1)の事前相談を行ったうえ、下記担当まで応募書類一式を提出してください。

第6 応募書類

(1) ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者（以下「応募者」という。）は、ネーミングライツ事業申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出してください。

ア ネーミングライツ事業申込に係る誓約書（第2号様式）

イ 応募しようとする事業者が行っている事業の概要が記載された資料

ウ 社会貢献の実績を記載した書類

エ 登記事項証明書

オ 直近1年分の決算報告書

カ 法人税、法人事業税、法人市県民税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 提出部数

申込施設ごとに1部ずつ応募書類を提出してください。なお、応募書類の作成に要する経費は応募者負担とし、提出された応募書類は返却しません。

(3) 提出方法

電子メール又は持参

(4) 申請書等の提出期限及び場所

ア 提出期限

令和8年12月2日（水）。ただし、持参の場合は市役所開庁日の開庁時間に限ります。

イ 提出場所

愛知県長久手市岩作城の内60番地1

長久手市役所 市長公室 企画政策課 行政マーケティング推進室

電話番号：0561-56-0634(直通)

e-mail：seisaku@nagakute.aichi.jp

第7 パートナーのメリット

(1) 企業の広告宣伝ができます。

- (2) 地域貢献による企業イメージの向上を図ることができます。
- (3) 契約更新に際しては、優先交渉権（契約期間満了後、パートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して本市と交渉することができる権利）があります。

第8 選定方法

(1) 優先交渉権者の選定方法

提出締切後、ガイドラインに基づき選定委員会(以下「委員会」という。)において、応募者から提案された愛称、ネーミングライツ料、応募者の状況、応募理由等を総合的に審査し、優先交渉権者を選定します。

応募者が1者のみの場合も、委員会においてパートナーとして相応しいかどうか審査します。ただし、審査の結果、応募資格を満たさない等の理由で、優先交渉権者を選定しない場合があります。

(2) 審査基準

審査項目及び配点は、審査基準のとおりとし、各委員が100点満点で評価するものとします。各委員は、採点結果に基づき応募者の順位を決定し、順位に応じて順位点（第1位を1点とし、以下、順位が1つ下がるごとに1点を加算する。）を付します。全委員の順位点を合計し、合計点が最も低い応募者を優先交渉権者として選定します。順位点の合計が同点となった場合は、全委員の採点の合計得点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。評価基準は次のとおりとし、「価格」以外の審査項目については、配点の6割以上を合格基準とします。

【審査基準】

審査項目	配点	審査内容		
①愛称名	30	親しみやすく、分かりやすいか	10	左記配点基準で採点
		施設のイメージに合うか	10	
		施設の管理運営に支障が生じないか	10	
②ネーミングライツ料	30	提案金額を最も高額な提案金額で除したものに配点を乗じて、価格点を算出。小数点以下は四捨五入。 例（3者から提案があった場合） 提案金額 A社 80万円 B社 50万円 C社 30万円 価格点 A社 30点×（80/80）＝30点 B社 30点×（50/80）＝19点 C社 30点×（30/80）＝11点		

③経営状況	10	財務状況の健全性、企業活動の安定性を考慮して総合的に評価する。
④応募の動機	10	ネーミングライツの目的に合致しているかを考慮して総合的に評価する。
⑤社会貢献等	10	本社・事業所の所在地やこれまでの社会貢献に対する姿勢・実績、今後への期待等を考慮して総合的に評価する。
⑥パートナーメリット	10	希望するパートナーメリットが、施設等の本来の用途又は目的を妨げない範囲に合致しているかを考慮して総合的に評価する。

【配点基準】

評価	配点
優れている	10 点
やや優れている	8 点
標準	6 点
やや劣っている	4 点
劣っている	2 点

(3) 失格とする提案

上記(1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。
- イ 応募様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- エ 申請書等の提出期間に所定の書類が提出されなかったとき。
- オ その他不正な行為があったとき。

(4) 優先交渉権者の決定

委員会における選定結果に基づき、以下のとおり通知します。

- ア 最も高い評価となった応募者を第一優先交渉権者とし、ネーミングライツ事業第一優先交渉権者決定通知書（第3号様式）により通知します。
- イ 次に高い評価となった応募者を第二優先交渉権者とし、ネーミングライツ事業第二優先交渉権者決定通知書（第4号様式）により通知します。
- ウ 不採用が決定した応募者には、ネーミングライツ事業不採用決定通知書（第5号様式）により通知します。

第9 契約

審査において決定した第一優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、協議が整ったときは速やかに契約の締結を行います。契約締結に至ら

なかった場合は、第二優先交渉権者と締結に向けて交渉するものとし
ます。なお、契約締結後には愛称名、パートナー名、契約金額等の公表を
行います。

第 10 ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料の支払い期日は愛称使用を開始する年度の 5 月末日
までとします。次年度分以降についても、当該年度の 5 月末日までとし
ます。

第 11 費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は、ガイドライン及び募集要項に
基づき負担することとします。

第 12 愛称の変更

契約期間内は、愛称を変更しないものとします。ただし、市長が特に認
めるときは、この限りではありません。

第 13 契約の解除

パートナーは、自己の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難と
なったときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（第 6 号様式）によ
り契約の解除を申し出ることができます。

2 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解
除することができます。

- (1) 前項の規定によりパートナーから契約解除の申出があり、市長がやむ
を得ないと認めたとき。
- (2) 要項第 10 に規定する期日までにネーミングライツ料が納入されない
とき。
- (3) 要項第 4 に規定する応募資格に該当したとき。
- (4) パートナーの社会的又は経済的信用が失墜し、対象施設のイメージが
損なわれ、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (5) 法令若しくは条例又は本要項に違反したとき。
- (6) その他市長が必要と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により契約を解除するときは、ネーミングライツ事
業契約解除通知書(第 7 号様式)により、パートナーに通知します。

4 市長は、第 2 項の規定により契約を解除したときは、既に支払われた
ネーミングライツ料は返還しません。ただし、解除の原因が市にある場合
は、パートナーと協議し、返還すべきネーミングライツ料の適切な額を決
定し、返還するものとします。

第 14 現状の回復

パートナーは、契約期間が満了したとき、又は要項第 13 第 2 項に基
づく契約の解除されたときは、直ちに変更及び新規設置した看板等を現

状回復させるものとします。

- 2 パートナーは前項に規定する現状の回復に係る費用について、全額を負担するものとします。ただし、解除の原因が市にある場合は、市と協議し、負担割合を変更することができます。

第 15 その他

(1) ロゴなどのデザインについて

愛称を標示する文字の配置や書体及びマーク等（以下「ロゴ等」という。）について提案がある場合については、図面を提出してください。パートナーの提案により愛称の標示にロゴ等を使用する場合又はパートナーが新規に看板等を設置する場合については、条例等の関係法令に抵触しないか、パートナーが確認してください。

(2) 愛称に関する知的財産権を取得する場合

ア 愛称の標示のロゴ等を商標登録する場合は、パートナーの商標として登録することになります。

イ 市はロゴ等が無償で 사용할 こととします。商品のパッケージ等に第三者が使用する 場合の条件については、パートナーと当該第三者が個別に協議してください。

ウ 第三者の知的財産権を侵害しないか、パートナーの責任で確認してください。

(3) 愛称を付与した施設で発生した災害、事故等により、パートナーのイメージダウンを伴う可能性があります、市は一切責任を負いません。

(4) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

<担当>

長久手市役所 市長公室 企画政策課 行政マーケティング推進室

〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1

電話番号：0561-56-0634(直通)

e-mail：seisaku@nagakute.aichi.jp

対象施設一覧表

施設名称	最低募集価格 (税抜)	契約年数	愛称の条件	年間利用者数 (令和7年度)	変更看板箇所	指定管理者の有無
杣ヶ池体育館 杣ヶ池テニスコート	100万円	6年	無し	体育館：74,205人 テニスコート：21,477人	施設内：4枚 道路看板：6枚	○
市民野球場	50万円	6年	無し	7,880人	銘板：1枚	○
杣ヶ池公園	50万円	6年	「杣ヶ池」を愛称に含めること。	-	施設内：4枚 道路看板：5枚	○
長久手市保健センター	50万円	5年	「保健センター」を愛称に含めること。	8,815人	施設名称サイン：1カ所	-
リニモテラス公益施設	50万円	5年	(リニモテラス公益施設)を 愛称の後に含めること。	51,450人	各入口2カ所 路面標示7カ所	○
長久手中央2号公園	50万円	5年	無し	29,599人 (公園イベント来客数)	施設内：1枚 路面標示：2カ所	○
長久手西部防災倉庫	10万円	5年	「防災倉庫」を愛称に含めること。	0人	壁面2カ所	-
長久手南部防災倉庫	10万円	5年	「防災倉庫」を愛称に含めること。	0人	銘板1枚 壁面2カ所	-
菅池勝入塚2号線 (市道：長久手古戦場駅前)	30万円	5年	無し	-	0枚	-
丸山前熊一ノ井1号線 (市道：公園西駅前)	20万円	5年	無し	-	0枚	-